

第 13 号議案

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務の委託について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、別紙のとおり芦屋市の可燃ごみの処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約について神戸市と協議するため、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 17 日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

提案理由

本市の可燃ごみの処理事務を神戸市に委託するに当たり、規約を定めるための協議を行うもの。

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務委託に関する規約

(委託事務の範囲)

第1条 芦屋市は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、芦屋市から搬入する可燃ごみの処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

(管理及び執行の方法)

第2条 委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、芦屋市の負担とする。

2 前項の委託費の額及び交付の時期は、神戸市長が芦屋市長と協議して定める。この場合において、神戸市長は、あらかじめ、当該委託費の額の見積に関する書類を芦屋市長に送付しなければならない。

(予算への計上)

第4条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(決算の場合の措置)

第5条 神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

(連絡会議)

第6条 神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は芦屋市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等改正の場合の措置)

第7条 委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和7年3月31日までの間で、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める日から施行する。

芦屋市の可燃ごみ処理事務の神戸市に対する事務の委託について

1 規約の内容

(1) 委託事務の範囲（第1条関係）

芦屋市は、地方自治法（以下「法」という。）第252条の14第1項の規定に基づき、芦屋市から搬入する可燃ごみの処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を神戸市に委託する。

(2) 管理及び執行の方法（第2条関係）

委託事務の管理及び執行については、神戸市の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(3) 経費の負担（第3条関係）

ア 委託事務の管理及び執行に要する経費（以下「委託費」という。）は、芦屋市の負担とする。

イ アの委託費の額及び交付の時期は、神戸市長が芦屋市長と協議して定める。
この場合において、神戸市長は、あらかじめ、当該委託費の額の見積に関する書類を芦屋市長に送付しなければならない。

(4) 予算への計上（第4条関係）

神戸市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、神戸市の歳入歳出予算において分別して計上するものとする。

(5) 決算の場合の措置（第5条関係）

神戸市長は、法第233条第6項の規定により、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を芦屋市長に通知するものとする。

(6) 連絡会議（第6条関係）

神戸市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、芦屋市長と年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、神戸市長又は芦屋市長のいずれかが必要と認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(7) 条例等改正の場合の措置（第7条関係）

委託事務について適用される条例等の全部又は一部が改正された場合においては、神戸市長は、直ちに改正後の当該条例等を芦屋市長に通知しなければならない。

(8) 補則（第8条関係）

この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める。

2 施行期日

令和7年3月31日までの間で、神戸市長及び芦屋市長が協議して定める日から施行する。

地方自治法抜粋

(決算)

第233条 会計管理者は、毎会計年度、政令で定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類と併せて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

(第2項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体の長は、第3項の規定により議会の認定に付した決算の要領を住民に公表しなければならない。

(第7項省略)

(協議会の設置)

第252条の2の2 (第1項省略)

(第2項省略)

3 第1項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。ただし、普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図るため普通地方公共団体の協議会を設ける場合は、この限りでない。

(第4項から第6項まで省略)

(事務の委託)

第252条の14 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該他の普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。

(第2項省略)

3 第252条の2の2第2項及び第3項本文の規定は前2項の規定により普通地方公共団体の事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合に、同条第4項の規定は第1項の場合にこれを準用する。

(事務の委託の規約)

第252条の15 前条の規定により委託する普通地方公共団体の事務（以下本条中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- (1) 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体
- (2) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
- (3) 委託事務に要する経費の支弁の方法
- (4) 前各号に掲げるもののほか、委託事務に関し必要な事項

1 ごみの広域処理についての基本的な考え方

神戸市とのごみの広域処理は、圏域全体の脱炭素・環境負荷低減に寄与するものであるとともに、施設整備費及び維持管理費の支出抑制により、芦屋市財政に効果をもたらすものである。

また、将来的な技術革新等により E V 車等の環境配慮型のごみ中継車両が普及した場合には、芦屋市でそれらの活用も積極的に検討し、更なる地球温暖化対策を進める。

2 広域処理業務の概要

- (1) 芦屋市域で発生する可燃ごみを神戸市で焼却する。
- (2) 芦屋市は、神戸市内に芦屋市のパッカー車が多数流入しないように、芦屋市内で大型車両に積み替えて運搬を行う。
- (3) 芦屋市は、運搬先や搬入経路・時間について、神戸市の計画・指示に基づいて運搬する。
- (4) 神戸市は、市内の焼却処理施設全体で受入れを行うが、最も発電効率の高い港島クリーンセンターを主たる受け入れ先として連携を開始する。
- (5) ごみ焼却に伴う売電収入は神戸市の収入とする。
- (6) 災害時でも神戸市・芦屋市のごみを安定して処理できるよう、両市の連携体制を構築する。また、大規模な災害等には国・県とも連携して処理する。

3 事務の委託の時期

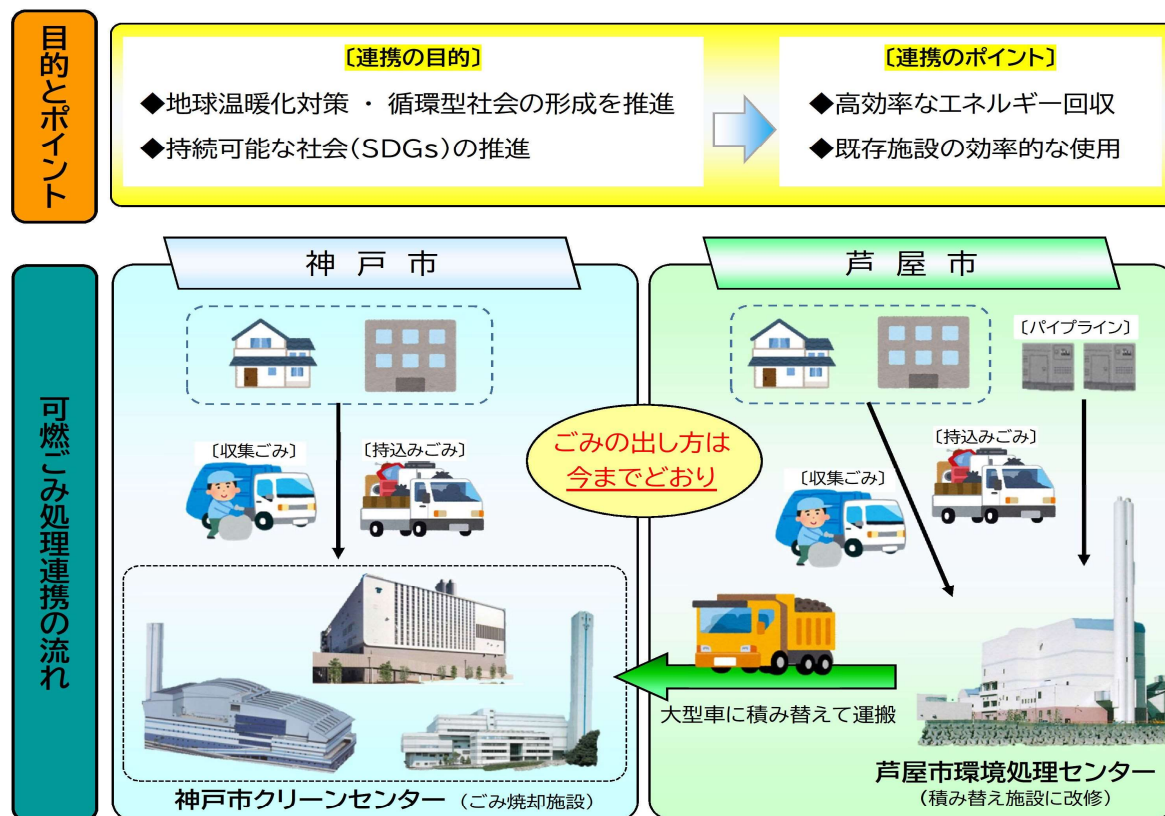
令和 1 2（2030）年度以降の開始を予定

4 これまでの経緯と今後の予定

協議を経て、芦屋市内に、ごみを大型車に積み替える中継施設を整備した後に広域処理を開始する。

令和 5 (2023) 年 1 0 月	神戸市と芦屋市による事前協議実施
令和 6 (2024) 年 9 月～	広域処理の連携に関するパブリックコメント
令和 6 (2024) 年 1 2 月～	意見に対する芦屋市の考え方を公表
令和 7 (2025) 年 2 月～	規約の協議議案の審議 2 市間協議書の締結
令和 7 (2025) 年度以降	芦屋市の広域連携に必要な施設等の整備
令和 1 2 (2030) 年度以降	広域処理開始

《可燃ごみの広域処理業務のイメージ》



【芦屋市から神戸市クリーンセンターへごみを運ぶときのルール】

- ◆大型車に積み替え、運搬台数を減らす(約 15 台/日)
- ◆できるだけ住宅街を通らず有料道路を使用する
(阪神高速湾岸線南芦屋浜 IC から、指定ルートを使用)
- ◆運搬先及び搬入時間は、神戸市の計画に従う
(運搬先の現在の運用に準ずる)